新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告書案(たたき台)(平成 27 年 11 月 27 日) に対する社会的養護専門委員会における委員の主な発言

【平成 27 年 12 月 14 日 (月) 18:00~20:15 第 19 回社会的養護専門委員会】

*-T	
事項	主な発言
理念	・「保護者の子育てへの支援」について、国と自治体が子どもに対して直接責任を負っているという考
	え方が不明確にならないようにすることが必要。
	・子どもの能動的な権利を支援する視点も必要。
	・社会連帯、ソーシャルインクルージョン等の視点を採り入れることが必要。
	・普通養子縁組も含めて、あらゆる年代の子どもにリーガル・パーマネンシーを保障するという理念
	が重要。
	・子どもの意見表明に関する記載が必要。
児童福祉法における子ども家庭	・支援対象を「20 歳未満」に引き上げた場合には、要保護児童が増える見込み。家庭的養護の推進の
支援対象者の年齢	観点から、その分は里親を中心に受け皿を増やしていくことになるかと思うが、急増させるのは困
	難であり、その点も考慮してほしい。
	・年齢の引き上げは慎重にすべき。一方で、18 歳を超えて一時保護をすることや児童福祉法第 28 条の
	更新手続を 18 歳以降もできるようにすることは必要。
	・「原則18歳未満」を基本として、一部延長が必要なところは「固有性」の観点から延長するという
	整理がよい。
	・「20 歳未満」や「22 歳未満」と年齢で区切るのでなく、その年度の年度末までとすることが必要。
基礎自治体(市区町村)におけ	・地域で暮らすひとり親家庭への支援を支援内容に加えることが必要。
る支援拠点の整備	・児童家庭支援センターの役割や、児童家庭支援センターと市町村との連携について盛り込むことが
	必要。
	・実施体制については、できる限り市区町村を中心とする体制を基本として、国、都道府県が重層的
	に支援する体制を整備していくことが重要。

如2眼反声#第12眼ナ244世での七短にのいては、2じょ 完成士短枷 とにおいて、如2眼反声#第
・親子関係再構築に関する地域での支援については、子ども家庭支援拠点において、親子関係再構築
支援を行うことができる人の配置等が必要。
・人材確保などに課題があり、特別区に児童相談所の必置は困難。
・母子生活支援施設に、妊婦の段階から入所できるようにすることが必要。
・児童相談所の介入と支援の機能を分けると、保護者側にとっては支援の一貫性が損なわれる可能性
がある。
・一時保護ではアセスメントが非常に重要であるので、里親や児童養護施設への一時保護委託を進め
るとしても、どの時点で委託するのか明確にすることが必要。
・「介入」という言葉が、犯罪予防的なイメージになっているが、介入そのものが支援という視点が必
要。
・乳児の命を守る意味では、まず乳児院に一時保護委託した後にアセスメントをして、里親委託につ
なげるべき。
・保護者と支援機関が協働する仕組みの構築を検討すべき。
・児相の介入機能と支援マネジメント機能の分化については、虐待対応件数の多い自治体と少ない自
治体で分けて考えることが必要。基礎自治体の支援を行うコーディネーターを配置することが有効。
・一定規模以上の一時保護所には、学習支援や分教室の設置を可能とすることが必要。また、一時保
護委託されている児童が通学できるようにすることが必要。
・接近禁止命令の制度設計に当たっては、単純にDV防止法の保護命令を参考にするのではなく、手
続保障の観点から慎重に検討してほしい。
・28条審判の措置の種別(例えば里親委託か児童養護施設入所か)を家庭裁判所の審査対象から除
外することとした場合、児童相談所による措置の種別の判断については取消訴訟をはじめとする行
政訴訟の対象となり、地方裁判所の判断となる点に留意が必要。
・家庭裁判所が保護者に指導等を行う制度を導入するのであれば、保護者を手続の当事者として位置

	づけることが必要となるので、家事事件手続法の改正を含めた検討が必要。
	217 ることが必要となるので、水平平円子机丛の以上を占めた疾的が必要。
→ 1×1 ch ch l= 1.1 + 1.0 > 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+	
子ども家庭福祉を担う指導的職	・18 歳未満のケアワークを担うことのできる保育士の養成や、保育士と児童指導員と合わせた「養育
員の資格の創設	福祉士」といった新たな資格の検討が重要。
里親制度の充実強化	・家庭養護の推進のためには、30~40歳代の里親を増やす方法の積極的な検討が必要。
	・ファミリーホームの支援も、里親の支援と一体となって行うことが必要。
	・里親類型を細かく分類しない方が、委託にあたって柔軟な対応が可能。
	・里親制度の見直しとともに、ファミリーホームに関する制度的な見直しの検討が必要。
特別養子縁組制度の見直し	・特別養子縁組ばかり注目されているが、実親との関係を切る必要のない多様な形があり得る。養子
	縁組について、保護者との協働をどう進めていくべきかという視点での検討も必要。
	・特別養子縁組制度について、実親との関係終了の手続と、養子縁組成立を別々にした場合、実親と
	の関係は終了したものの、養子縁組は成立しておらず親がいないという状況が生じることを避ける
	べき。現行制度を前提として、児童相談所長が手続の端緒を開く関与の仕方を考えるべき。
	・特別養子縁組を行うとしても、実親の意思が丁寧に聞き取られることが保障されないと、子どもが
	実親に養育される権利等が奪われるのではないか。
社会的養護の対象となった児童	・身元保証人確保対策事業の対象の拡大が必要。
に対する自立支援のあり方	・メンターやトレーナーなど、若者のニーズを引き出し、寄り添うような専門性が必要。
	・住居の確保が重要であり、児童養護施設や自立援助ホーム以外の選択肢についても検討が必要。
その他	・施設入所児童の里親やファミリーホームへの移行の必要性についての視点も必要。
	・27 年度から開始した都道府県推進計画との整合性がとれることが必要。
	・社会的養護の人材確保、育成、定着策が重要な課題であり、これらの具体化が必要。
	・社会的養護経験者の声を反映させることが必要。